

○可茂衛生施設利用組合財政調整基金条例

昭和52年10月7日
可茂衛生施設利用組合条例第2号

(設置)

第1条 可茂衛生施設利用組合の財政調整に資するため、可茂衛生施設利用組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立)

第2条 基金として積立てる金額は、歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(繰り替え運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は予期せぬ施設整備及び改修等の発生その他財源が著しく不足する場合には、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理について必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。